

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（附則第七十九条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四条 信託業法第七条乃至第十条ノ二、第十三条第一項、第十七条及第十八条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第七条中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ総額トシ同法第十三条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス</p>	<p>第四条 信託業法第七条乃至第十条、第十三条第一項、第十七条及第十八条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第七条中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ総額トシ同法第十三条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス</p>